

広島地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 課税処分等取消請求事件

国側当事者・国(海田税務署長)

平成21年5月7日却下・棄却・確定

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	高坂 富士夫 有熊 和郁 下瀬 潤一 三保 信幸 安藤 直人 長尾 俊貴 周布 京幸
処分行政庁	海田税務署長 川邊 孝司

主 文

- 1 本件訴えのうち処分行政庁が原告に対してした平成15年分の所得税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分(いずれの処分も平成18年11月22日付けで一部が取り消された後のもの)について平成20年6月11日付け所得税の減額更正処分及び無申告加算税の変更決定処分により取り消された部分に関する訴えを却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

処分行政庁が原告に対して平成18年6月30日付けでした次の各処分を取り消す。

- 1 平成13年分の所得税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分
- 2 平成14年分の所得税の決定処分(平成18年11月22日付けで一部が取り消された後のもの)及び無申告加算税の賦課決定処分
- 3 平成15年分及び平成16年分の所得税の各決定処分並びに無申告加算税の各賦課決定処分(いずれの処分も平成18年11月22日付けで一部が取り消された後のもの)
- 4 平成17年1月1日から同年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の各決定処分並びに無申告加算税の賦課決定処分

第2 事案の概要

原告が処分行政庁から平成13年分ないし平成16年分の所得税の各決定処分及び無申告加算

税の各賦課決定処分、平成17年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の各決定処分並びに無申告加算税の賦課決定処分をされ、その取消しを求める事案である。

## 1 関連法令

(1) 所得税法は次のとおり定める。

ア 2条1項

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(ア) 3号

居住者 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう。

(イ) 4号

非永住者 居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいう。

イ 3条2項

前項に定めるもののほか、居住者及び非居住者の区分に関し、個人が国内に住所を有するかどうかの判定について必要な事項は、政令で定める。

ウ 5条1項

居住者は、この法律により、所得税を納める義務がある。

エ 7条1項

所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得について課する。

(1号)

非永住者以外の居住者 すべての所得

オ 27条1項

事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く）をいう。

(2) 所得税法施行令

ア 14条1項（国内に住所を有する者と推定する場合）

国内に居住することとなった個人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は、国内に住所を有する者と推定する。

(ア) 1号

その者が国内において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。

(イ) 2号

その者が日本の国籍を有し、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有することその他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が国内において継続して1年以上居住するものと推測するに足りる事実があること。

イ 15条1項（国内に住所を有しない者と推定する場合）

国外に居住することとなった個人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は、国内に住所を有しない者と推定する。

(ア) 1号

その者が国外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。

(イ) 2号

その者が外国の国籍を有し又は外国の法令によりその外国に永住する許可を受けており、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有しないことその他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が再び国内に帰り、主として国内に居住するものと推測するに足る事実がないこと。

2 前提事実（当事者間で争いが無い、当裁判所に顕著である又は証拠により容易に認定できる）

- (1) 原告は平成13年分ないし平成16年分の所得税及び平成17年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税について法定申告期限後も確定申告をしなかった。
- (2) 処分行政庁は原告に対し平成18年6月30日付けで別表1の②欄のとおり平成13年分ないし平成16年分の所得税の各決定処分及び無申告加算税の各賦課決定処分、別表2の②欄のとおり平成17年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の各決定処分並びに無申告加算税の賦課決定処分をした。
- (3) 原告は処分行政庁に対し平成18年8月24日上記(2)の各処分の全部取消しを求める異議申立てをした。

これに対し、処分行政庁は同年11月22日付けで別表1の④欄及び別表2の④欄のとおり、平成14年分ないし平成16年分の所得税の各決定処分並びに平成15年分及び平成16年分の無申告加算税の各賦課決定処分について一部を取り消し、その余の異議申立てをいずれも棄却する決定をした。

- (4) 原告は国税不服審判所長に対し平成18年12月22日上記(2)の各処分について全部取消しを求める審査請求をし、平成19年8月28日付けでいずれも棄却する裁決をされた。
- (5) 原告は平成20年2月28日本件訴えを提起した。
- (6) 処分行政庁は原告に対し同年6月11日付けで別表1の⑦欄のとおり平成15年分の所得税及び無申告加算税の各決定処分の一部を取り消すとする所得税の減額更正処分及び無申告加算税の変更決定処分をした。

3 争点

- (1) 原告は所得税法2条1項3号の居住者に当たるか
- (2) 原告の業務による所得は事業所得に当たるか
- (3) 原告は昆虫販売事業により所得を得たか
- (4) 上記消費税及び地方消費税の各決定処分並びに無申告加算税の賦課決定処分は適法か

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)に関する当事者の主張

(被告の主張)

原告は日本国内に住所を有しており、所得税法2条1項3号の居住者に当たり非永住者でないから、同法5条1項及び7条1項1号によりすべての所得について所得税を納める義務を負う。

ア 原告は日本国籍を有し、かつ、日本国内において、住居、職業、資産及び生計を一にする配偶者その他の親族を有している。これに加えて原告の日本国内における滞在日数、出入国

状況を総合的に考慮すれば、原告は、国内において継続して1年以上居住するものと推測するに足りる事実がある。したがって、所得税法施行令14条1項2号により国内（本件住所地）に住所を有する者と推定される。

(ア) 住居

原告は日本国籍を有し、平成10年7月10日から平成18年8月31日までの間広島県安芸郡（以下「本件住所」という）に居住している。

原告は平成10年7月10日から現在に至るまで同所以外の場所に住居を有していない。

(イ) 職業

原告は少なくとも平成13年ないし平成16年において広島県呉市所在のA（以下「A」という）に勤務し、その対価として同社から給与収入を得ていた。

また、下記(2)及び(3)のとおり原告は少なくとも平成13年から平成16年の間において自ら外国に赴き採取又は購入した昆虫を日本国内において販売する昆虫販売業を営んでいた。

(ウ) 資産の保有状況

原告は日本国内において別表3に掲げる普通預金、総合定期預金（なお、平成14年12月31日以前については、預金等の種類が「定期預金」となっている。）及び通常預金を保有している。

(エ) 家族状況

原告の配偶者である①乙並びに子である②丙、③丁及び④戊は原告と生計を一にしており、いずれも平成10年7月10日から本件住所に居住しており、同日から現在に至るまで同所以外の場所に居住したことはない。

(オ) 日本国内外滞在日数

以下のとおり原告は平成13年から平成16年において年間の過半数は日本国内に滞在している。

年分	日本国内（日）	日本国外（日）	合計（日）
平成13年	211	154	365
平成14年	196	169	365
平成15年	223	142	365
平成16年	276	90	366

原告は別表4のとおりこの期間内に出入国を繰り返しており、その国外滞在期間は多いものでも30日、少ないものでは1日という短期間である。

イ 上記アからすると、原告は所得税法施行令15条1項2号に該当しないから、国内に住所を有しない者と推定されることもない。

(原告の主張)

原告は所得税法2条1項5号の非居住者であって、同項3号の居住者に当たらない。

原告は日本国外において業務として生物分類調査をしており、日本国内に居住していない。

日本国外において生物の調査許可及び身分証明書を取得するためには現地に居住する必要があるところ、原告はウガンダ共和国などの外国政府から調査許可と身分証明書を与えられ、現地邦人として扱われている。

原告は研究対象が活動しない期間に、休息や家族奉仕のために日本に帰国していたのであり、妻の希望に従い日本国内に住民票を置いていたにすぎない。

(2) 争点(2)に関する当事者の主張

(被告の主張)

ア 事業所得とは各種の事業から生ずる所得のことであり、事業とは自己の計算と危険において営利を目的とし、対価を得て継続的に行う経済活動をいう。

イ 以下のとおり原告の昆虫販売は事業に該当し、これから生ずる所得は所得税法27条1項の事業所得に該当する。

(ア) 下記(3)のとおり原告は外国の採取業者が集めた昆虫を買い取り、日本国内に持ち込んで収集家及び卸売業者に販売して対価を得ていた。

その際、原告は、昆虫の種類、産地、サイズ、数量及び販売単価を記載したリスト表を作成して販売業者に送付して受注し、発注者に昆虫を引渡した後には請求用のリストを送付して代金の振込先を指定していた。また、原告は販売先を「大卸業者様」、「業者様」及び「お客様」に分け、昆虫の種類、産地及びサイズが同じ昆虫であっても販売先に応じて販売単価を分けていた。具体的には「業者様」又は「お客様」に対して販売するときには、「大卸業者様」又は「業者様」より高い販売単価で販売しており、販売先に応じて相当な利益を見込んで販売していたから、原告の昆虫販売には営利性がある。

(イ) 原告は下記(3)のとおり平成13年から平成16年までの間に合計16の取引先に対し昆虫を販売し、年額平均約1206万円(上記4か年分の収入金額の合計額4825万8023円÷4年)もの昆虫を販売しており、継続的に昆虫販売をしていた。

(ウ) 原告は取引先に対し購買意欲を誘う広告をして積極的に昆虫を販売し、現地の採取業者から買取する以前に自ら予約販売をして計画的に仕入れを行い、価格についても自ら決定していたから、自己の計算と危険において昆虫販売をしていたものである。

(原告の主張)

原告は業務として生物分類調査を行っており、昆虫販売を事業として行っていないから、事業所得はない。

(3) 争点(3)に関する当事者の主張

(被告の主張)

原告は平成13年から平成16年までの期間において昆虫販売により所得を得た。

ア 推計計算の方法による原告の平成13年から平成16年までの期間における昆虫販売による所得金額は以下のとおりである。

(ア) 昆虫販売による収入金額

原告の昆虫販売による収入金額は次のとおりであり、その内訳は別表5のとおりである。

a 平成13年分	1681万9572円
b 平成14年分	901万2552円
c 平成15年分	1100万0550円
d 平成16年分	1142万5349円

(イ) 収入金額に乗じる割合

原告と業種、業態及び事業規模の類似する同業者(以下「類似同業者」という)らの「青色申告特典控除前の所得金額」が「収入金額」に対して占める割合(以下「特前所得率」

という)の平均値(以下「同業者率」という)は次のとおりである(詳細は別表6-1ないし6-4のとおり)。

a 平成13年分	14.1%
b 平成14年分	16.7%
c 平成15年分	17.1%
d 平成16年分	18.7%

(ウ) 事業専従者控除前の所得金額

上記(ア)に上記(イ)を乗じた金額は次のとおりである。なお、原告は平成13年から平成16年分に係る白色申告者であり、青色事業専従者(所得税法57条1項)に対する給与の額など青色申告者の各種特典(下記aないしdの金額から更に控除される必要経費)がないこと、原告において昆虫販売の事業に従事する事業専従者(同条3項)もいなかったから、事業所得の金額も下記と同額となる。

a 平成13年分	237万1559円
b 平成14年分	150万5096円
c 平成15年分	188万1094円
d 平成16年分	213万6540円

イ 上記アの推計計算は次のとおり合理的なものである。

(ア) 原告の事業所得の収入金額に乘じる同業者率を適切に抽出するため、広島国税局の管轄内(鳥取、島根、岡山、広島、山口の各県下)全50署の各税務署長に対し、同国税局長から、各税務署管内の個人事業者のうち以下の各条件のすべてに該当する個人事業者の特前所得率等を報告するように求めた(いわゆる通達回答方式)。

- a 平成13年から平成16年分の所得税の確定申告をしている個人で、愛がん動物販売業(ただし、小鳥、犬、猫を販売する者並びにペット美容業者を除く)を営んでいる者
- b 各年分の中途において、開廃業、休業又は業態を変更していない者
- c 各年分の所得税について、更正又は決定の各処分が行われた者にあつては、国税通則法又は行政事件訴訟法所定の不服申立期間又は出訴期間が経過している者並びにこれらの争訟が係属していない者
- d 各年分において、愛がん動物販売業(ただし、小鳥、犬、猫を販売する者並びにペット美容業者を除く)以外の業種目を兼業していない者
- e 各年分において、所得税法143条の承認を受けて青色申告決算書を提出している者
- f 各年分において、愛がん動物販売業(ただし、小鳥、犬、猫を販売する者並びにペット美容業者を除く)に係る年間の売上(収入)金額が、次の範囲内にある者

(a) 平成13年分

840万9000円以上 3363万9000円以下

(b) 平成14年分

450万6000円以上 1802万5000円以下

(c) 平成15年分

550万0000円以上 2200万1000円以下

(d) 平成16年分

571万2000円以上 2285万0000円以下

なお、上記eについては、本件推計に用いる各種数値の正確性を担保するべく、類似同業者の抽出基準として、「青色申告者」（財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付け、取引を記録し、保存することが義務付けられている）という条件を付した。これは、原告が白色申告者であり青色申告者の各種特典（白色申告者と比較して必要経費として認められる範囲が広い）がないことを踏まえ、青色申告者に限り認められている必要経費を除外したものである。

(イ) 上記(ア)の調査の結果、鳥取、倉吉、松江、浜田、出雲、岡山西、倉敷、津山、広島東、広島西、広島北、尾道、福山、廿日市、海田、宇部、徳山、岩国、厚狭の各税務署において、平成13年分の類似同業者として22件、平成14年分の類似同業者として20件、平成15年分の類似同業者として22件、及び平成16年分の類似同業者として19件が、それぞれ抽出された。その詳細は、別紙6-1ないし6-4のとおりであり、被告は、これら抽出されたすべての者を類似同業者として採用した。

(原告の主張)

原告は業務として生物分類調査を行っており、これは収益を目的としたものではない。原告が取得した金銭はすべて現地に還元した。このように、原告が行う業務から金銭的利益を得ていないから昆虫販売による所得はない。

(4) 争点(4)に関する当事者の主張

(被告の主張)

原告は消費税法所定の個人事業者に該当する。

(原告の主張)

争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 主文1項について

上記第2の2(6)のとおり処分行政庁は原告に対し平成20年6月11日付けで別表1の⑦欄のとおり平成15年分の所得税及び無申告加算税の各決定処分の一部を取り消す所得税の減額更正処分及び無申告加算税の変更決定処分をした。

したがって、本件訴えのうちこれにより取り消された部分の取消しを求める部分は訴えの利益がないから却下することとする。

#### 2 争点(1)に対する判断

(1) 所得税法2条1項3号によれば居住者とは国内に住所を有し又は現在まで引き続いて1年以上住所を有する個人をいう。

住所とは各人の生活の本拠を指すところ、生活の本拠がいずれの土地にあるかは、住居、職業、国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有するか否か、資産の所在等の客観的事実に居住者の言動等により外部から客観的に認識することができる居住者の居意思を総合して判断する必要がある。

(2) ところで、所得税法施行令14条及び15条の各規定は前掲のとおりであって、以下のとおり、原告は、同施行令14条1項2号に該当しかつ同施行令15条の各項のいずれにも該当せず、また非永住者にも該当しないから、原告は居住者に当たり、そのすべての所得について所得税を賦課されると判断される。

ア 原告は日本国籍を有し、平成10年7月10日から平成18年8月31日までの間本件住

所に住民登録をしていた（乙1）。

原告はその配偶者である①乙並びに子である②丙、③丁及び④戊と生計を一にしており、これらの者はいずれも平成10年7月10日以降本件住所に居住している（乙9ないし14及び18）。

イ 原告はAに勤務し、その対価として同社から平成13年には694万6220円（乙11）、平成14年ないし平成16年にはいずれも672万円（乙12ないし14）の給与収入を得ていた。

また、後記3のとおり原告は少なくとも平成13年から平成16年にかけて日本国内において昆虫販売業を営んでいた。

ウ 原告は日本国内において別表3に掲げる普通預金、総合定期預金（なお、平成14年12月31日以前については、預金等の種類が「定期預金」となっている。）及び通常預金を保有している（乙15ないし17及び弁論の全趣旨）。

エ 次のとおり原告は平成13年から平成16年にかけて年間の過半数は日本国内に滞在していた。

年分	日本国内（日）	日本国外（日）	合計（日）
平成13年	211	154	365
平成14年	196	169	365
平成15年	223	142	365
平成16年	276	90	366

また、原告はこの間に別表4記載のとおり出入国を繰り返しており、その国外滞在期間は多いものでも30日、少ないものでは1日という短期間であった（乙20）。

オ 原告はウガンダ共和国等の外国政府から当該国において昆虫の調査許可及び身分証明書を交付されており、現地邦人として扱われているから居住者に当たらないなどと主張する。

しかしながら、処分行政庁による日本国内における課税権の行使が外国政府の見解により制限される理由はなく、原告の主張は法的根拠のない独自の意見を述べるものにすぎないから、採用することはできない。

### 3 争点(2)に対する判断

(1) 所得税法27条1項及び同法施行令63条12号にいう事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいうと解される。

(2) 以下の事実からすると、原告が平成13年から平成16年にかけて日本国内において行った昆虫販売は、原告が自己の計算と危険において独立して営んでいたものであり、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務に当たる。

よって、原告が得た後記4(3)の所得は事業所得に当たると判断される。

ア 後記4のとおり原告は外国の採取業者から昆虫を買い取って日本国内に持ち込み、収集家及び卸売業者に販売して、対価を得ていた。

その際、原告は、昆虫の種類、産地、サイズ、数量及び販売単価を記載したリスト表を作成して販売業者に送付し、販売していた（乙23の①ないし③、24ないし27）。

また、原告は販売先を「大卸業者様」、「業者様」及び「お客様」に分け、昆虫の種類、産

地及びサイズが同じ昆虫であっても販売先に応じて販売単価を分けて販売していた。具体的には「業者様」又は「お客様」に対しては、「大卸業者様」又は「業者様」より高い販売単価で販売し、予約販売及び値引販売をしていた（乙23の①ないし③、24ないし27及び44）。

これらのことからすれば、原告は昆虫販売による原告自身の収益最大化を図るため第三者からの指揮監督を受けることなく独立した判断により営業をしていたと推認できるから、原告は自己の計算と危険において独立して昆虫販売を営んでいたものと判断される。

イ 後記4(1)のとおり、原告は平成13年から平成16年の4年間にもわたり合計16の取引先に対し反復継続して昆虫を販売し、年額平均で約1200万円もの対価を得ていた。

#### 4 争点(3)に対する判断

(1) 乙15ないし17、25ないし43によれば、原告の昆虫販売による収入金額は次のとおりであり、その内訳は別表5のとおりであると認められる。

ア 平成13年分	1681万9572円
イ 平成14年分	901万2552円
ウ 平成15年分	1100万0550円
エ 平成16年分	1142万5349円

(2) 該当欄記載の各書証によれば、別表6の1ないし4の平均の同業者率は次のとおりであると認めることができる。

ア 平成13年分	14.1%
イ 平成14年分	16.7%
ウ 平成15年分	17.1%
エ 平成16年分	18.7%

(3) 上記(1)に上記(2)を乗じた金額は次のとおりであり、原告は昆虫販売により同額の所得を得たことを推認することができる。

ア 平成13年分	237万1559円
イ 平成14年分	150万5096円
ウ 平成15年分	188万1094円
エ 平成16年分	213万6540円

(4) これに対し、原告は、その平成21年2月10日付け準備書面においては昆虫販売により利益を得ていないと主張する一方、訴状では現地で納税し又は現地の者に貸し付けていた金銭の弁済として受領したなどと矛盾する内容のあるいは不合理な主張をしており、信用できない。また、現地の昆虫採取業者などと称する者らが作成した原告が無償で昆虫販売をしているという内容の陳述書（甲9、25、26の①及び②、27の①及び②、29）については、これらの者が原告の昆虫販売による収支を把握している理由はないことなどからして全く信用できない。

そうすると、上記(1)ないし(3)の推計計算は合理的であり、他に反証もないから、原告は昆虫販売により上記(3)の所得を得たと認めることができる。

#### 5 本件消費税等決定処分 of 適法性

##### (1) 納税義務者

ア 消費税法上の個人事業者とは事業を行う個人をいい（消費税法2条1項3号）、日本国内

において行った課税資産の譲渡等につき消費税を納める義務があり（同法5条1項）、ここにいう「課税資産の譲渡等」とは、資産の譲渡等（事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供）のうち、同法別表第一に掲げるもの以外のものをいう（同法2条1項8号、9号、6条1項）とされている。ただし、個人事業者のうち、その課税期間に係る基準期間（個人事業者についてはその年の前々年）における課税売上高が1000万円以下である者については、同法5条1項の規定にかかわらず、その課税期間中に行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除することを規定している（同法2条14項、平成15年法律第8号による改正前の9条1項及び2項1号）。

イ 前認定のとおり、原告は昆虫販売を事業として行っている個人であるから、上記個人事業者に該当し、原告が平成13年から平成16年の間において行った昆虫販売は原告が事業として対価を得て行った資産の譲渡であり、その対価である収入は消費税法別表第一に掲げるもののいずれにも該当しないから、同法2条1項9号所定の「課税資産の譲渡等」に当たる。

そして、原告の平成13年課税期間分から平成17年課税期間分までの各課税期間分の課税売上高（課税資産の譲渡等の額と同額であり、原告の本件各年分の昆虫販売の収入の額と同額である）のうち平成17年課税期間分については、その基準期間である平成15年課税期間分の課税売上高が1100万0550円であることから（別表5「平成15年」の「合計」欄）、消費税法9条の規定の適用はない。したがって、原告の平成17年課税期間分については同課税期間における課税資産の譲渡等（昆虫販売の収入）につき消費税を納める義務がある。

## (2) 仕入れに係る消費税額の控除

事業者が、日本国内において行う課税仕入れ（事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けること）又は保税地域（関税法29条に規定する保税地域）から引き取る課税貨物については、課税標準額（課税資産の譲渡等の対価の額）に対する消費税額から、当該課税期間中に日本国内で行った課税仕入れに係る消費税額及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課税されるべき消費税額の合計額を控除することが規定されている（消費税法2条1項2号、12号、28条、30条1項）。

ただし、当該規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合には当該保存がない課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額には適用されない（消費税法30条7項）。

そして、本件において原告が上記保存をしていたことについては何ら主張立証がないから、平成17年課税期間分の消費税等について、消費税法30条1項の規定（仕入れに係る消費税額の控除）の適用はない。

## (3) 平成17年課税期間分の納付すべき消費税等の金額

ア 課税資産の譲渡等の対価の額（別表7のB欄①） 154万9000円  
消費税法2条1項8号、9号、6条1項の各規定により、別表5の「平成17年分」欄の「合計」の金額である（消費税込み）。

イ 課税売上額（別表7のB欄②） 147万5238円  
消費税法28条1項括弧書きの規定により、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税等の額に相当する額を含まないもの（消費税抜き）として、課税資産の譲渡等の対価の額（上

記ア) に 105 分の 100 を乗じた金額である。

- ウ 消費税の課税標準額 (別表 7 の B 欄③) 147 万 5000 円  
上記イの金額と同額である (国税通則法 118 条 1 項により 1000 円未満の金額を切り捨てたもの)。
- エ 消費税の課税標準額に対する消費税額 (別表 7 の B 欄④) 5 万 9000 円  
消費税法 29 条の規定により、上記ウに 100 分の 4 を乗じた金額である。
- オ 仕入れに係る消費税額の控除額 (別表 7 の B 欄⑤) 0 円  
上記(2)で述べたとおりである。
- カ 納付すべき消費税の額 (別表 7 の B 欄⑥) 5 万 9000 円  
上記エからオを差し引いた金額である (ただし、国税通則法 119 条 1 項により 100 円未満の端数を切り捨てたもの)。
- キ 地方消費税の課税標準となる消費税額 (別表 7 の B 欄⑦) 5 万 9000 円  
地方税法 72 条の 82 の規定により、上記カの金額と同額である。
- ク 納付すべき地方消費税の額 (別表 7 の B 欄⑧) 1 万 4700 円  
地方税法 72 条の 83 の規定に基づき、上記キの金額に 100 分の 25 を乗じた金額である (地方税法 20 条の 4 の 2 の 3 項の規定により、100 円未満の金額を切り捨てたもの)。

(4) 以上のとおり、原告の平成 17 年課税期間分の納付すべき消費税の額は 5 万 9000 円であり、納付すべき地方消費税の額は 1 万 4700 円であって、本件消費税等決定処分における納付すべき消費税の額 5 万 9000 円 (別表 7 の A 欄⑥) 及び納付すべき地方消費税の額 1 万 4700 円 (別表 7 の A 欄⑧) とそれぞれ同額であるから、本件消費税等決定処分は適法である。

#### 6 本件無申告加算税賦課決定処分 (消費税等)

上記 5 のとおり、本件消費税等決定処分は適法であり、国税通則法 66 条所定の無申告加算税の賦課要件に欠けるところはないから、本件無申告加算税賦課決定処分 (消費税等) は適法である。

#### 7 結論

以上によれば、原告の本件請求のうち一部は不適法であるから却下することとし、その余の請求には理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決をする。

広島地方裁判所民事第 2 部

裁判長裁判官 橋本 良成

裁判官 西田 昌吾

裁判官佐々木亙は転補のため署名押印できない。

裁判長裁判官 橋本 良成

## 課税処分経過表（所得税）

(単位：円)

No.	区分	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分		
①	確定申告	無申告					
②	決定処分 (平成18年6月30日)	総所得金額	7,238,142	6,226,920	7,416,117	7,154,913	
		内訳	事業所得の金額	2,186,544	1,378,920	2,568,117	2,306,913
			給与所得の金額	5,051,598	4,848,000	4,848,000	4,848,000
		納付すべき税額	309,800	172,100	357,100	316,800	
		無申告加算税の額	45,000	25,500	52,500	46,500	
③	異議申立て(平成18年8月24日)	原処分の全部取消しを求める					
④	異議決定 (平成18年11月22日)	総所得金額	棄却	6,217,907	7,180,116	6,893,137	
		内訳		事業所得の金額	1,369,907	2,332,116	2,045,137
				給与所得の金額	4,848,000	4,848,000	4,848,000
		納付すべき税額		170,600	319,300	274,900	
		無申告加算税の額		25,500	46,500	40,500	
⑤	審査請求(平成18年12月22日)	原処分の全部取消しを求める					
⑥	審査裁決(平成19年8月28日)	棄却					
⑦	更正処分及び加算税の変更決定 (平成20年6月11日)	総所得金額			6,729,094		
		内訳			事業所得の金額		1,881,094
					給与所得の金額		4,848,000
		納付すべき税額			247,100		
		無申告加算税の額			36,000		

課税処分経過表（消費税及び地方消費税）

No.	区分	平成17年課税期間分	
①	確定申告	無申告	
②	決定処分 (平成18年6月30日)	課税標準額	1,475,000
		控除税額	0
		納付すべき消費税額	59,000
		納付すべき地方消費税額	14,700
		無申告加算税の額	10,500
③	異議申立て（平成18年8月24日）	原処分の取消しを求める	
④	異議決定（平成18年11月22日）	棄却	
⑤	審査請求（平成18年12月22日）	原処分の取消しを求める	
⑧	審査裁決（平成19年8月28日）	棄却	

原告の日本国内における普通預金、定期（または、総合定期）預金、及び通常預金の保有状況

## 1 原告名義

番号	保有先	種類	口座番号等	残高確認日	残高	適用
1	B銀行焼山支店	普通預金		平成13年12月31日現在	509,796円	乙15
				平成14年12月31日現在	1,000,000円	
				平成15年12月31日現在	1,936,877円	
				平成16年12月31日現在	1,000,000円	
2	B銀行焼山支店	普通預金		平成13年12月31日現在	98,952円	-
				平成14年12月31日現在	98,960円	
				平成15年12月31日現在	98,961円	
				平成16年12月31日現在	98,961円	
3	B銀行焼山支店	普通預金		平成13年12月31日現在	938円	-
				平成14年12月31日現在	1,000,000円	
				平成15年12月31日現在	1円	
				平成16年12月31日現在	1,000,000円	
4	B銀行焼山支店	定期預金		平成13年12月31日現在	2,007,438円	-
		総合定期預金		平成14年12月31日現在	2,009,850円	
				平成15年12月31日現在	1,510,333円	
				平成16年12月31日現在	2,015,848円	
5	B銀行熊野支店	普通預金		平成17年10月11日現在	2,007円	-
6	C銀行	通常預金		平成13年12月31日現在	1,955,387円	乙16
				平成14年12月31日現在	10,077円	
				平成15年12月31日現在	0円	
				平成16年10月15日現在	0円	

## 2 D名義

番号	保有先	種類	口座番号等	残高確認日	残高	適用
1	B銀行焼山支店	普通預金		平成13年12月31日現在	0円	乙17
				平成14年12月31日現在	0円	
				平成15年12月31日現在	38,000円	
				平成16年12月31日現在	0円	

(注) 本表中、「B銀行」とは、「株式会社B銀行」を、「C銀行」とは、「株式会社C銀行」を表す。

原告の出入国状況表

平成13年			平成14年			平成15年			平成16年		
出国日	帰国日	国外滞在日数	出国日	帰国日	国外滞在日数	出国日	帰国日	国外滞在日数	出国日	帰国日	国外滞在日数
1月5日	1月18日	13	1月4日	1月25日	21	1月14日	1月21日	7	1月11日	1月23日	12
1月25日	2月5日	11	2月20日	3月6日	14	2月3日	2月14日	11	2月10日	2月19日	9
2月26日	3月7日	9	3月31日	4月5日	5	3月3日	3月7日	4	4月15日	4月18日	3
3月14日	3月27日	13	4月21日	5月1日	10	3月30日	4月6日	7	4月21日	4月29日	8
4月4日	4月6日	2	5月6日	5月15日	9	4月9日	4月26日	17	5月10日	5月14日	4
4月17日	4月22日	5	5月25日	5月31日	6	5月9日	5月19日	10	6月11日	6月23日	12
5月6日	5月27日	21	6月18日	7月18日	30	6月2日	6月22日	20	7月1日	7月9日	8
6月12日	6月20日	8	7月22日	7月29日	7	6月25日	6月28日	3	8月8日	8月11日	3
7月2日	7月5日	3	7月29日	7月30日	1	7月12日	7月25日	13	8月29日	9月4日	6
7月8日	7月10日	2	8月11日	8月25日	14	8月6日	8月9日	3	9月27日	10月9日	12
7月15日	8月1日	17	9月8日	9月15日	7	8月27日	8月30日	3	11月12日	11月14日	2
8月31日	9月7日	7	9月24日	9月28日	4	9月19日	9月26日	7	11月14日	11月25日	11
9月14日	9月23日	9	10月2日	10月5日	3	10月16日	10月31日	15	合計		90
10月1日	10月6日	5	10月29日	11月13日	15	11月12日	11月19日	7			
10月25日	11月6日	12	11月24日	11月29日	5	11月24日	12月9日	15			
11月19日	12月4日	15	11月29日	12月7日	8	合計		142			
12月7日	12月9日	2	12月16日	12月26日	10						
合計		154	合計		169						

## 収入金額の内訳表

(単位：円)

取引先		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
①		6,959,930	471,400			
②		2,007,372	284,506	119,950	300,900	
③			267,450	2,544,700	2,998,090	59,000
④				2,725,000	2,917,000	120,000
⑤			1,322,176	2,153,394	123,000	
⑥		484,800	250,000	227,950	5,000	
⑦			463,600	250,000	726,590	
⑧		940,510	2,264,045	1,263,210	725,000	1,300,000
⑨		3,319,450	2,169,731	561,403	398,600	70,000
⑩		2,355,110	339,000			
⑪			211,094	764,257	3,174,169	
⑫		752,400	905,000	312,236		
⑬			16,550			
⑭			48,000			
⑮				78,450		
⑯					57,000	
合計		16,819,572	9,012,552	11,000,550	11,425,349	1,549,000

類似同業者の特前所得率表（平成13年分）

記号	① 収入金額 円	② 特前所得金額 円	③ 特前所得率 (②÷①) %	書証
A	9,302,562	898,800	9.66%	乙58の1
B	13,249,649	2,556,889	19.29%	乙58の1
C	28,818,833	1,999,883	6.93%	乙60の1
D	27,207,281	5,272,996	19.38%	乙61の1
E	14,416,000	3,346,280	23.21%	乙62の1
F	27,817,991	1,655,404	5.95%	乙63の1
G	10,412,385	1,670,148	16.04%	乙69の1
H	26,016,856	2,697,776	10.36%	乙69の1
I	15,213,951	1,458,887	9.58%	乙73の1
J	17,146,367	3,097,213	18.06%	乙73の1
K	15,631,544	6,803,839	43.52%	乙73の1
L	29,786,795	1,072,756	3.60%	乙75の1
M	24,439,270	4,581,679	18.74%	乙83の1
N	9,539,425	2,190,567	22.96%	乙83の1
O	9,935,116	649,407	6.53%	乙84の1
P	9,864,004	2,016,597	20.44%	乙88の1
Q	16,364,520	461,101	2.81%	乙94の1
R	17,026,948	720,712	4.23%	乙95の1
S	16,258,894	2,391,862	14.71%	乙98の1
T	15,648,630	1,589,670	10.15%	乙101の1
U	17,973,890	2,550,432	14.18%	乙101の1
V	13,155,326	1,526,175	11.60%	乙107の1
合計（22件）			311.93%	
平均（311.93%÷22件）			14.1%	

類似同業者の特前所得率表（平成14年分）

記号	① 収入金額 円	② 特前所得金額 円	③ 特前所得率 (②÷①) %	書証
A	7,133,719	1,100,934	15.43%	乙58の2
B	9,881,539	2,519,798	25.50%	乙58の2
E	15,660,100	897,888	5.73%	乙62の2
G	11,210,596	1,628,572	14.52%	乙69の2
I	12,227,217	1,334,716	10.91%	乙73の2
J	14,852,849	4,307,522	29.00%	乙73の2
K	17,100,313	8,242,586	48.20%	乙73の2
N	6,997,050	888,208	12.69%	乙83の2
O	8,897,393	581,357	6.53%	乙84の2
P	7,782,779	1,050,704	13.50%	乙88の2
Q	15,262,717	1,090,932	7.14%	乙94の2
R	14,713,981	524,655	3.56%	乙95の2
S	17,201,252	3,323,191	19.31%	乙98の2
T	14,515,427	1,244,494	8.57%	乙101の2
W	6,768,485	695,264	10.27%	乙61の2
X	8,018,394	3,011,897	37.56%	乙62の2
Y	15,596,897	2,371,091	15.20%	乙62の2
Z	7,634,466	1,767,451	23.15%	乙83の2
AA	9,849,081	1,855,356	18.83%	乙95の2
AB	8,198,268	724,767	8.84%	乙101の2
合計（20件）			334.44%	
平均（334.44%÷20件）			16.7%	

類似同業者の特前所得率表（平成15年分）

記号	① 収入金額 円	② 特前所得金額 円	③ 特前所得率 (②÷①) %	書証
B	6,198,179	392,925	6.33%	乙58の3
C	18,446,907	3,265,260	17.70%	乙60の3
E	10,750,600	2,514,418	23.38%	乙62の3
G	14,123,042	2,053,740	14.54%	乙69の3
I	8,891,038	1,325,495	14.90%	乙73の3
J	13,431,681	3,699,472	27.54%	乙73の3
K	17,735,587	9,268,802	52.26%	乙73の3
M	20,921,552	4,944,115	23.63%	乙83の3
N	6,436,555	1,134,775	17.63%	乙83の3
P	6,238,037	1,266,655	20.30%	乙88の3
S	14,229,817	2,471,630	17.36%	乙98の3
T	12,727,799	322,102	2.53%	乙101の3
U	17,866,300	2,431,829	13.61%	乙101の3
W	6,520,950	24,643	0.37%	乙61の3
X	7,556,295	3,398,018	44.96%	乙62の3
Y	19,356,330	4,114,822	21.25%	乙62の3
Z	7,816,219	1,306,337	16.71%	乙83の3
AA	6,566,026	620,162	9.44%	乙95の3
AB	16,089,506	1,713,230	10.64%	乙101の3
AC	6,833,865	598,709	8.76%	乙81の3
AD	7,424,848	887,185	11.94%	乙88の3
AE	18,482,816	228,992	1.23%	乙103の3
合計（22件）			377.01%	
平均（377.01%÷22件）			17.1%	

類似同業者の特前所得率表 (平成16年分)

記号	① 収入金額 円	② 特前所得金額 円	③ 特前所得率 (②÷①) %	書証
C	15,551,892	2,241,831	14.41%	乙60の4
E	13,141,070	2,385,435	18.15%	乙62の4
G	12,259,502	2,153,962	17.56%	乙69の4
I	7,605,304	1,121,161	14.74%	乙73の4
J	12,829,582	3,808,621	29.68%	乙73の4
K	14,656,400	6,771,714	46.20%	乙73の4
M	21,164,453	5,105,391	24.12%	乙83の4
O	6,982,650	23,992	0.34%	乙84の4
P	6,379,300	1,111,052	17.41%	乙88の4
Q	11,859,637	111,872	0.94%	乙94の4
S	14,527,057	3,179,090	21.88%	乙98の4
T	12,195,169	49,203	0.40%	乙101の4
U	19,093,510	2,917,578	15.28%	乙101の4
V	12,353,192	6,817,095	55.18%	乙107の4
Y	20,597,655	3,997,294	19.40%	乙62の4
Z	7,568,760	1,392,371	18.39%	乙83の4
AA	7,712,885	1,171,313	15.18%	乙95の4
AC	7,001,532	253,273	3.61%	乙81の4
AF	13,747,932	3,191,997	23.21%	乙89の4
合計 (19件)			356.08%	
平均 (356.08%÷19件)			18.7%	

		平成 1 7 年課税期間分 (単位 : 円)			
		A 決定処分額	B 被告主張額	C 差額 (B - A)	
消費税	課税資産の譲渡等の対価の額 (税込み)	①	1,549,000	1,549,000	0
	課税売上額 (税抜き) (消費税法 2 8 条 1 項) (①×100/105)	②	1,475,238	1,475,238	
	課税標準額 (消費税法 2 8 条 1 項) (②)	③	1,475,000	1,475,000	0
	③に対する消費税額 (消費税法 2 9 条) (③×4/100)	④	59,000	59,000	0
	仕入れに係る消費税額 (消費税法 3 0 条 7 項)	⑤	0	0	0
	納付すべき消費税の額 (④-⑤)	⑥	59,000	59,000	0
地方消費税	課税標準額となる消費税 (地方税法 7 2 条の 8 2) (⑥)	⑦	59,000	59,000	0
	納付すべき地方消費税の額 (地方税法 7 2 条の 8 3) (⑦×25/100)	⑧	14,700	14,700	0